

ちばSDGsパートナー登録制度 ガイドライン

令和6年11月

千葉県総合企画部政策企画課

1 制度の趣旨

SDGsは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、SDGsを推進していくためには、様々な主体とその考え方を共有し、広範な課題に対して連携・協働して取り組むことが重要です。

そこで、県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を後押しするため、「ちばSDGsパートナー登録制度」を創設いたしました。

◆ SDGsとは

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 制度の概要

◆対 象

千葉県内に事務所等を置く企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等を対象とします。

◆要 件

登録はSDGsの達成に向けた活動に取り組んでいる、または取り組む意欲のある企業・団体等のうち、以下のすべてに該当するものについて行います。

- (1) 環境・社会・経済の3側面において、具体的な取組を推進すること。
- (2) 各取組について、具体的な目標が設定されていること。
- (3) 登録を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

◆メリット

- ・SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、千葉県ホームページ等で紹介します。
- ・登録企業等は、チーバくんを活用した千葉県SDGsシンボルマークを名刺や会社案内等に使用することができます。※商品自体への掲載は不可です。
- ・低利の県制度融資（ちばSDGsパートナー支援資金）による支援を受けることができます。



※ちばSDGsパートナー登録制度に登録されたことをもって融資が確約されるものではなく、金融機関所定の審査を通る必要があります。

- ・今後、登録企業等向けに取組を追加していく予定です。

3 手続き

◆登録申請 ※登録料は無料です

登録を希望される方は、「ちば電子申請サービス」から申請を行ってください。

◆有効期間

登録の有効期間は、登録の日から3年です。

◆更 新

登録更新の申請は、登録の有効期間終了の2か月前から可能です。

更新手続きについては、手続き可能時期が近づきましたら、更新申請用の入力フォームなどを電子メールでお知らせします。（お知らせメールが届かない場合は、千葉県政策企画課までお問い合わせください。）

◆変更及び取下げ

県に提出した登録申請書及びSDGs宣言書の内容に変更があった場合、ちばSDGsパートナー登録内容変更申請書（様式第2号）及び必要な様式を速やかに提出してください。

また、登録の取下げをしようとするときは、ちばSDGsパートナー登録取下げ届（様式第3号）を県に提出してください。

4 注意事項

◆取 消

登録企業等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消します。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 第4条各号の登録要件に該当しなくなった場合
- (4) SDGsの達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (5) 千葉県SDGsシンボルマークが不正に使用された場合
- (6) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

5 活動事例【参考】

具体的なSDGsの活動事例を示しますので、申請書作成の際の参考としてください。

1 環境

- ・省エネルギーの促進   
- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進   
- ・再生可能エネルギーの導入   
- ・豊かな自然環境の保全、自然との共生    
- ・環境美化運動の実施    

2 社会

- ・従業員の生活の安定に資する労働条件の改善   
- ・多様な人材の登用推進   
- ・職場での暴力やハラスメントの予防    
- ・交通事故防止の取組  
- ・ユニバーサルデザインを採用した商品の開発   

3 経済

- ・若者の就業、修学、職業訓練の推進  
- ・ビッグデータなどのITを活用した持続可能な物流システムの構築   
- ・地域資源の積極的利用（地産地消の推進など）    
- ・生産性向上に貢献する技術の活用（キャッシュレス決済、無人配送システムなど）   
- ・環境配慮した製品の開発     
- ・価格転嫁、持続的な賃上げ    

◆SDGsに取り組むことで期待できること

出典：持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド 【環境省】

企業イメージの向上

SDGsへの取組をアピールすることで、多くの人に「この会社は信用できる」、「この会社で働いてみたい」という印象を与え、より多様性に富んだ人材確保にもつながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらします。

社会の課題への対応

SDGsには社会が抱えている様々な課題が網羅されていて、今の社会が必要としていることが詰まっています。これらの課題への対応は、経営リスクの回避とともに、社会への貢献や地域での信頼獲得にもつながります。

生存戦略になる

取引先のニーズの変化や新興国の台頭など、企業の生存競争はますます激しくなっています。今後は、SDGsへの対応がビジネスにおける取引条件になる可能性もあり、持続可能な経営を行う戦略として活用できます。

新たな事業機会の創出

取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までになかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながります。

◆参考資料

SDGsに取り組むにあたり、参考となる資料を紹介いたします。

- 持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳） 【外務省】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>

- SDGs実施指針 【SDGs推進本部】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r011220.pdf

- 持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド 【環境省】

<https://www.env.go.jp/policy/sdgs/>

- SDGs経営ガイド 【経済産業省】

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531003/20190531003.html>

- パートナーシップ構築宣言 【内閣府・中小企業庁ほか】

<https://www.biz-partnership.jp/>